

「明治天皇紀」編修をめぐる宮内省臨時編修局総裁人事問題と末松謙澄

堀 口 修

はじめに

本稿の目的は、大正三年一二月、「明治天皇紀」を編修するために設置された臨時編修局の総裁人事が決まる経緯の一端を明らかにすることである。後述するように臨時編修局の総裁は土方久元が就任した。しかしその決定の前に一時、伊藤博文の娘婿である末松謙澄の名前が上がっていた。

実は臨時編修局の総裁を誰にするかということについては元老山県有朋も意見を持っていた。彼は宮内大臣経験者の土方久元を推すのであるが、その時、山県は末松を総裁に推す動きがあることを知る。そこで山県は末松に書翰を送り事情を説明する。既述したように結果的には土方が総裁に就任するのであるが、本稿ではなぜ末松が総裁候補とされていたのかという問題意識をベースに、末松と歴史編

纂、「明治天皇紀」編修構想と総裁人事問題、末松の著作である『修養宝鑑明治兩陛下聖徳記』について考察してみたい。

一 末松謙澄と歴史編纂

末松と歴史編纂との関わりを探るべく、まず最初に彼の経歴を少し確認する。⁽¹⁾末松は、安政二(一八五五)年八月二〇日、豊前国京都郡前田村(現・行橋市)に末松房澄の四男として生まれる。家は大庄屋と言われている。明治四(一八七二)年、上京し、師表(後の東京師範)学校に入学するが退学。その後官途に就き特命全権弁理大臣黒田清隆に随行して朝鮮国との国交交渉等に従事する。ついで太政官権少書記官・法制局専務等に就いた後の同一年二月、ロンドンに参議伊藤博文の強い推輓があったという。在英中は、

公務の傍ら欧州の王室・帝室制度や後述の英仏歴史編纂方法の調査も行う。なお在英中、個人的に『源氏物語』を英訳した『*Genji Monogatari, or the most celebrated of the classical Japanese romances*』(1882)⁽³⁾を出版するなどその活躍ぶりには目を見張るものがある。同一二年一月には外務三等書記生となるが、同一三年二月、依願免本官。そして同一五年、ケンブリッジ大学 (The College of St. John the Evangelist Cambridge) に入学する。

明治一七年六月に同大学を卒業し、法学士の称号を取得する。ついで同一九年三月に帰国。同一〇年三月、内務省県治局長に就任。同一二年四月、伊藤博文の次女生子と結婚。以後、衆議院議員、法制局長官、貴族院議員、通信大臣、内務大臣、枢密顧問官、宮内省御用掛等を歴任する。末松は官僚、政治家として活躍する一方、毛利家歴史編輯所総裁、帝国学士院会員として歴史編纂、学術振興の面でも活躍している。なお日露戦争時には英仏二国に滞在して欧州の世論を日本側へ導くための働きかけを行うという活動を行っている。大正七年四月に法学博士となる。そして大正九年一〇月五日、逝去、享年六五。子爵。

末松の生涯は、実に多種多様な活動に彩られている。中でも注目すべきは彼の(一)歴史編纂との出会いと言うべきもの、或いは(二)歴史編纂そのものに携わる業績であ

る。(一)については、実は末松は、渡英に際して明治一年二月九日付で太政官から「英仏歴史編纂方法研究」が申し付けられていた。⁽⁴⁾そしてこの末松の史学研究については参議兼内務卿大久保利通が修史局一等編修官重野安禔にあてた同月六日付の書翰に「過刻御談申上候末松謙澄修史学研究之事伊藤参議江相談候処、同人なれば適任と存候付至極同意ニ候。就而は公然政府より御達相成外務卿江別紙之通被仰付候旨ヲ以御達有之可然と之事ニ候」とあり、大久保や参議伊藤博文という政府要人が正式に検討したものであった。

末松の渡英目的の中には太政官修史局の修史構想に結び付くものがあり、そして依嘱の理由については「我六国史初歴世ノ史乗ハ概シテ起居注実録等ノ体裁ニシテ、日本史ニ至リ初メテ史記漢書以下紀伝ノ体ニ倣ヒ、歴史ノ体ヲナス如シト雖モ、歴代治乱政体制度戦争ノ大綱ヲ紀編スルモノニシテ、全国経済ノ盛衰スル所以、風俗宗教ノ汚隆スル所以、動植物産農工商買事業ノ興敗スル所以、一般人民利害得失ノ関係スル所以ニ至ツテハ、支那歴史ト雖モ未タ綜理詳悉ニ至ラス、今日諸般更張ノ際欧州歴史ノ体裁義例ヲ研究参酌セスンハ、編纂ノ正体ヲ得難クト存候」とあった。

よって末松は、その目的を達成すべく滞英中の一八七九(明治二二)年三月、ゼルフィー(G. Zetfey, 1821-1892)に西

洋史学の様式・傾向・方法を中心とした大綱の執筆を依頼した。その時の末松のゼルフィー宛書翰(一八七九年三月六日付)は、末松の歴史編纂への眼差しが垣間見られて興味深い。そこで少しながくなるが左に紹介してみたい(一)及び傍線―引用者)。

それら(東洋諸国民の歴史的著作)の中の大部分では、事実の叙述がめつたに哲学的考察と結び付けて取り扱われていない。わが国では現在の一般的傾向として、欧州文化及び欧州の諸経験の中で模倣に値するすぐれたものがあれば何でも採用するという傾向にある。欧州の学問についても同様の事が言え、欧州の学問がすぐれていることは日本人にも十分理解できる。

このような事情の下で、日本人学者の中には、自国の歴史を、欧州諸国のすぐれた歴史家のスタイルとプランと方法に従って書くために、それらのスタイル、プラン、方法を会得したいと希望する者が多くいる。従って私は、もし最もすぐれた歴史、歴史家についての概略の意見が、このような日本人学者に提供されるなら、それは彼等にとつて極めて有益なことと考えてきた。

そこで私は以上の考えを展開し、またその考えが実践される書物の梗概を起草し、その著述の仕事を貴下

に依頼する。その主目的は、自国史を書くことと望む日本人学者に、最もすぐれた欧州風のモデルを提供することにある。貴下は特にこの事に留意し、この目的に役立つような事項はどんな事項も漏らさないように留意してほしい。また貴下は同じ歴史の経過において、事実と哲学の結合から生じる大きな利益に特に関係ある問題を最重要視し、また事件を注意深くその原因まで遡って追求し、その結果と結び付けているような著作から得られるところの利益は、著者が長い一連の事実を詳細に語りながら、何等の教訓をも導き出さず、しかもそれらを列挙して了れりと考えているような著作から得られる利益よりも、いかに限りなく大きなものであるかを詳細に指摘してほしい。

哲学的考察により歴史を観る末松の立場は、修史局の立場とは異なるところがあるやに思うが、後半の依頼の目的はゼルフィーに期待したものが何であったのかが理解できる。曰く、欧州風歴史叙述のモデルの提示、事実と哲学が結合した歴史叙述、原因と結果の関連性を重視した上で、歴史叙述のスタイル、プラン、方法を具体的な叙述を行うことにより欧州風の歴史叙述が齎らす利益の大きさを示すことを望む、と。そして末松は執筆に際しての「歴史研究の重要性と歴史を書く際に出会う諸々の困難及び歴史家に

必要な個人的資格を述べてほしい」等の具体的な指針⁽⁹⁾ 一二項目を示してもいる。

これによりゼルフィーは直ちにその作成に着手し、驚くことに同年中に『The Science of History』(以後『史学』とす)を完成させた。『史学』が末松や修史局が求めたものとはただ一致したものか疑問なしとしないが、明治一二年段階でこれだけのものが日本人に提示されたことにこそ注目すべきであろう。

そして『史学』はロンドンで三〇〇部印刷され、翌年、そのうちの一〇〇部が日本に届けられた。すぐに末松の示唆により翻訳が中村正直に託された。中村は翻訳に取り組みも多忙のため翻訳が中々進捗せず中絶してしまつた。このため明治二〇年に翻訳作業が嵯峨正作の手に移り、同年中に全巻が訳了する。しかし『史学』は刊行されず、そうこうしている内に修史館が帝国大学に移管され、その上ランケ史学の申し子ルドウィヒ・リース (Rudwig Riess 1861-1938) が招かれたことにより『史学』への興味は薄れていった。いずれにしても末松がゼルフィーに接触した結果、『史学』が日本にもたらされた。末松の歴史研究、延いては歴史編纂との関係を考える時、『史学』との出会いは大きな意味を持っていたと言わざるを得ない。特に末松がゼルフィーに執筆を依頼した時の書翰、指針の内容は

彼の歴史観の根底に何が描定されていたのかが知られ重要である。

つぎに(二)については『防長回天史』の編纂⁽¹²⁾をあげることができる。ここで同編纂事業の全貌を語る余裕がないので、以下、同編纂事業と末松との関係を中心に概観してみたい。維新に際して長州藩が果たした役割の重要性については多言を要しない。同時期の藩主は毛利敬親(忠正公)である。明治五年、その毛利敬親の事蹟を編纂する事業である忠正公の事蹟が編輯座で開始された。責任者は高杉丹治と中嶋松堂。高杉は高杉晋作の父である。同九年、太政官修史局は元大名家に歴史編纂のための資料提出を命じる。これに呼応するかのよう編纂体制が改めらる。同一年、新たに中村弼、兼重慎一が加わり、以後中心的人物として編纂事業に与つた。また同一二年には編輯座が編輯所と改称され「編輯所規則」も定められた。そして同一六年には編輯所がスタッフ・史料と共に東京へ移された。

明治二年、宮内省から毛利家をはじめ島津家、山内家、水戸・徳川家の四家に対して「嘉永癸丑以降明治辛未二至ル年間、国事軼掌ノ事蹟ヲ編述シテ上呈スベシ」との特命が下る。期間は三年間(但し延長を重ねる)で、御内帑金が下賜された。これにより同二年から同二年にかけて忠正公の事蹟編輯は、人員等の増員もかなり進捗したと

いう。また同二二年四月、右の四家と、それ以前に同じ命令をうけていた岩倉、三条両家を加えて、六家の編集員が会合を持った結果、維新史の情報や史料交換を定期的に行うための「史談会」が発足することになった。会員は六家以外にも広がり、維新活動を経験した人物から実歴史を聞くことになる。こうしたこともあり忠正公の事蹟編輯を取りまく環境が徐々に変わり始めた。

しかしその後の編輯作業は、決して順調とは言い難いものであった。明治二九年末に毛利家当主である元徳が死去したため家督は元昭が相続するが、家職を取り纏めるのは家政協議人筆頭で財産管理者としての井上馨であった。井上は編輯の遅れに怒り、組織改革を断行してその進展をはかろうとした。そこで井上は総裁を更迭して新総裁を迎えることにしたが、交渉相手の杉孫七郎や品川弥二郎から断られたため、結局のところ伊藤博文に相談せざるを得なかった。その伊藤は、末松謙澄を推薦した。そして井上は末松と交渉して監修を依頼した。その結果、両者の合意が得られ、同三〇年一月、末松は新総裁に就任した。その後、末松は新スタッフの堺利彦等⁽¹³⁾を率いて編輯を開始した。ここに末松の『防長回天史』完成へ向けての戦いが始まる。堺によると末松の編輯姿勢は『防長回天史』は毛利家の私業でなく、公けの日本歴史でなければならぬ。公正なる

事実の記録は、自然に毛利家の功績を顕彰することになる。編輯者にはただ技倆のあるものを取る。他藩人の編輯は却ってその編輯の公正を示す所以である」というものであった。

しかし末松は小倉藩出身である。当然のこととして他藩人が幕末・維新期の藩史を編むことに対する反発・反感は並大抵なものではなかった。以後、彼はそれによく耐え、紆余曲折を経ながらも編輯を押し進めた。そして同三三年、『防長回天史』の未定稿ができあがり、以後順次印刷に回され刷上本⁽¹⁴⁾未定稿本が関係の向きへ配付されていった。だが同三四年夏、東京で発行されていた『社会新報』が毛利家の修史事業を取り上げ、それが毛利家の功績を優先させ他藩の功労を無視しているとの「防長回天史編纂事情」と題する記事を掲げた⁽¹⁵⁾。この攻撃記事は前後四六回にも渉り執拗を極めた。これに対し一時、編輯事業に加わったこともあり、この時は『万朝報』の記者であった堺利彦が直ちに論駁した⁽¹⁵⁾こと等もあり、やがて事態は落ち着きを見ていった。

この間、末松は沈黙を守り淡々と編輯事業を進めいた。だが意外なことが起きる。『社会新報』の記事の影響であろうか、実は毛利家が編纂事業を中止しようとしたのである。その時末松が取った行動は、驚くべきものであった。

彼は自費・自力で事業を継続するとことを毛利家へ申し出たのである。さすがの毛利家もその申し出を断ることもできず、ここに『防長回天史』の編纂事業は末松謙澄という一人人により推進されることになった。末松の本事業への決意のほどが知れるというものである。

彼は諸々の困難を乗り越えて黙々と未定稿本に補訂を加えていく。末松が『防長回天史』の未定稿本の補訂を終え、初版本の原稿が脱稿されたのが明治四四年六月であった。この時、末松は総裁職を解かれる。そして同年八月に初版本の第一巻が刊行され、大正九年八月に第二巻が刊行されて全巻完結となった。⁽¹⁶⁾しかし末松の手は緩められることはない。実は彼は各巻の刊行後、初版本に修訂を加える作業を順次進め、最終巻刊行の一ヶ月後の大正九年九月に全巻の修訂を終えたのであった。このことを見届けたからであるうか、末松はその年の一〇月五日に急逝する。享年六五。この修訂版は、彼が急逝した半年後の大正一〇年三月、全巻が一気に刊行された。全六、七八〇頁。『防長回天史』は、末松の強い意志により完成したと言っても過言ではない。史書としての『防長回天史』にも問題点があることが指摘されているが、幕末維新史に関する史書として独特の存在感があるのも事実である。そこに末松の編纂上に見せた優れた知識・技術、はたまた並はずれた熱意を何人も読

みとることができよう。例え「誤謬の名著」と言われよう。

以上、末松と歴史編纂との関わりを見てきたのであるが、そのことから大正三年、「明治天皇紀」の編修開始に際して、総裁候補として彼の名前が一時上がったのは当然と言ふべきであろう。

二 臨時編修局総裁人事問題

明治四一年、宮内省で明治天皇の伝記編修が開始された。当然のこととして天皇の生存中のことである。ここでその経緯を詳しく述べる余裕がないので、そのことについては拙稿「宮内省における『明治天皇実録』の編修について―「明治天皇紀」との関連に注目して―」を参照していただき、ここではその概要を確認する。

明治天皇の実録編修が開始されたのは、明治四〇年一〇月三一日付公布の宮内省官制第三八条で図書寮において「五 天皇及皇族実録ノ編修ニ関スル事項」⁽¹⁸⁾、並びに翌四一年四月二九日付制定の図書寮分課規程第三条で編修課において「二 天皇及皇族実録ノ編修ニ関スル事項」⁽¹⁹⁾を所掌すると規定されたことによる。そしてその編修開始に際し「天皇実録義例」⁽²⁰⁾（明治四一年五月二七日付立案・六月一日付決裁）が宮内大臣田中光顕の決裁をうけた上で定めら

れ、叙述の基本ルールが確認された。

義例によると「本実録ハ列聖ノ御事蹟ヲ記述スルヲ本義」とするが、「今暫ク今上陛下ノ御事蹟ヲ記スルニ止めるとされた。なお義例の草案には「遠クハ範ヲ文徳三代ノ両実録ニ採リ、近クハ徳川実記ヲ参酌シ、又傍ラ漢土歴代ノ諸実録等ヲ参考トシ、和漢古今ノ異同変遷ヲ考量斟酌シテ定ム」とある。このことから実録の編修は、日本や中国の史書を視野に入れて編修する、即ち伝統的な東アジアの史書編纂の方式が参考にされていたといえよう。

また義例でこの明治天皇の実録編修は「帝室日誌」の後をついで、まず明治二十六年から筆を起すとされた。

「帝室日誌」は明治元年から同二五年にかけての「帝室一切日々ノ事実」を記録したもので編年体で記述され、天皇及び皇族の日々の儀式、行事、動向を簡潔に記したものである。その「帝室日誌」が明治二五年まで編纂されていたので、まずはそれ以降を最優先で編修し、それを纏めたら明治初年に遡って編修するという方針がとられたのである。さて明治四一年六月、明治天皇の御事蹟の編修が本格的に始まり、編修は図書寮編修官本多辰次郎等が担当した。彼等は「侍従日録」、「侍従武官日誌」、「侍医寮日誌」などを採録して編修を進め、編修成果として「明治天皇実録草案」等を書き上げた。ところが明治天皇の逝去を契機

にその編修が中止された。その背景には天皇が逝去した直後から天皇の「聖徳」を追頌、或いは記念すべしとの意見が社会の各方面から唱えられたことがあった。こうした社会の動きを受けて、宮内省の内外から具体的な動きが出る。「明治天皇実録」の編修に従事していた編修官本多辰次郎が起草したと思われる上申案は、明治天皇薨去からそう遠くない時期に書かれたものと思われるが、そこには明治天皇の伝記編修は現行の編修課が行う体制では限界があるので「大組織ノ明治天皇実録編修掛」に任せたいと提言がなされていた。

外部の意見としては池辺義象の「明治天皇御事蹟編纂局を宮中ニ置れたき議」と題する建議案があり、そこでは「天皇陛下ニ執奏し宮中ニ一局を新設せらるゝ、二至らハ、実ニ神宮及記念館記念園等ニ相伝つて明治天皇陛下の聖徳聖業を天下万世ニ仰慕せしめ、兼て国民ニ一大教訓を垂るゝ、大美事たらん」等の提言がなされていた。池辺の建議案は、臨時帝室編修局で編修官に就いた渡辺幾治郎が「編修局の創立されたのは先生の建議であつて、編修長たる予定であつた」と言っていること、また池辺の編纂局構成案は、実際大正三年に設置された臨時編修局の構成に似たところがあることから重要な意味を有するものと言える。

右の上申案や建議案からは、明治天皇の治世と国家・社

会の発展が重なり合った歴史叙述と言ふかなりスケールの大きい編纂事業がイメージされることが伝わってくる。また両案共に事実関係を確定するために国政上の一次史料を蒐集することの重要性を主張し、はたまた建議案では関係者からの談話聴取も提議されている。そこからは実証を重んじる姿勢が強く伝わってくる。そして併せてそうしたレベルのものは正確さという点も含めて民間では作れないことも強調されるのであった。いずれにしても存命中の天皇の実録を編修するという形を取って開始された最初の明治天皇の伝記編修は、大正四年三月に至って中止された。⁽²⁷⁾

そして大正三年一月三〇日付で公布・施行された皇室令第二二号により臨時編修局が設置された。臨時編修局は、明治天皇紀を編修することを業務とし、その組織等については同令により規定された。⁽²⁸⁾そして総裁土方久元以下の人事が発令された。では臨時編修局の人事はすんなりと決まったのであろうか。実はこの時の人事についてはよくわからない点が多い。特に総裁の人事はそうである。しかし若干の事情を伝える史料がある。ふたつの末松謙澄宛山県有朋書翰⁽³⁰⁾である。以下、その書翰を通じて総裁人事にどのようなことがあったのかを検討してみたい。

〈第一の書翰〉

大正三年一月一日付。⁽³¹⁾ 枢密顧問官末松謙澄宛元老山

県有朋書翰。この書翰で山県は「先帝陛下御一代記編纂之事ニ付縷々事情御申越相成致了承候」と書き出していることから、末松から山県へ「先帝陛下御一代記編纂之事」に関する書翰がまず出されていたことが理解できる。この末松の書翰を受け取った山県は、つぎのようなことを述べる。先月末、宮内大臣波多野敬直が来訪し「先帝陛下之御実伝を編輯ス可ニ付而ハ凶書寮ニ於テ従事スヘキ規定ナレ共、先帝之御事蹟ハ未曾有之御大業ナレハ、別ニ編纂局ヲ設置シテ御一代記編纂ニ従事セシムルヲ至当ト考ヘタリ。就而ハ其総裁ニハ末松子爵ヲ煩シテハ如何トノ内談」をなした。この時山県は、はじめ「御伝記編纂之事」を承知し「編輯局ヲ新設スルハ極テ至当」と考え、その総裁には「長ク君側ニ奉仕シ数十年恩遇ヲ蒙リタル者ヲ以充ツルヲ至当トスベシ。此ク云フハ畜ニ先帝陛下ノ御日常ヲ詳記スルノ便アルノミナラス、先帝陛下ニ対シ奉リ敬慕ノ念已ミ難キヨリ出タル微衷」に他ならないと述べる。これに対し山県は「同意ノ意」を表したという。そこで山県は、

今日伊藤ハ既ニ去リ残存之諸老中ニテハ老臣土方伯最モ可然ト存ス。土方伯ハ安政文久慶応年間以来、堂上方ニ出入シ攘夷佐幕両論者ノ消息ヨリ延テ維新之情勢ヲ審ニシ維新後弁官トナリ、其後或ハ入テ君側ニ奉仕シ又ハ出テ内務其他ニ勤仕シ、殊ニ宮相トナリテ勤統

十数年ニ互リ日夜先帝陛下之恩遇ヲ蒙リテ今日ニ及ヒ、
実ニ維新ノ前後ヲ通シ活歴史ヲ有スル人ナレハ、同伯
ヲ以テ総裁ト為サハ先帝陛下ニ於セラレテモ御満足ニ
可被為思召歟ト存シ、只一片之誠意ヨリ以上ノ愚見ヲ
陳述シタル也。

と述べる。この時、山県は土方久元の名前をあげた。山県
の見解を聞いた宮相は、勿論決定したのではなく、「内
談」に止まる事で、他の諸元老にも未だ相談していない、
また過日末松に面会した際、「如何之考ナルヤ」を承った
位の事とも述べたという。そこで山県は更に畳みかけるよ
うに「子爵ニ概要ノ計画内談アリシトノ事ナレハ同子ヲ副
総裁トシテ輔翼致サセナハ最モ妙ナルヘシト申シ置タリ」
と語る。

そして山県は、数日後宮内次官河村金五郎から総裁につ
いては土方に内定した趣を伝承した以外、何等聞くとこ
ろがなかったという。そうした時山県は、「今朝貴翰一読細
縷之事情ヲ明瞭」にすることができたが、彼はその内容に
「黙過ス可ラサル一事ハ末松子爵総裁之事既ニ陛下之御内
奏済トノ事ナリ。之レ曾テ老生ノ聞知セス、貴翰ニ依リ始
而伝承セル所、若シ果シテ事実ナリトセハ実ニ恐懼ニ不堪
次第ナリ」と述べ、ついで「貴箇中ノ文言トハ霄壤ノ差異
有之、忠言却而不忠ノ言トナル而已ナラス、思召ニ違背シ

臣子ノ分トシテ不相済。既ニ御内定相成シ上ハ国家重大事
件ナラハ、兎モ角モ如此事情ニ付而ハ強而異存申スヘキ筋
ニアラスト存シ、断然老生之鄙見全部ヲ取消シ最前御詮議
済之順序ヲ追ヒ御決定相成可然」と、只今宮相へ書翰を呈
出したことを末松に明かすと共に、「老生一片之衷情ヨリ
出タルモノニシテ毫モ無所恥トハ申セ、上陛下ニ対シ奉り
思召ニ違ヒ下老兄ニ対シ情宜ニ背キ今更心外ニ不堪」と語
る。

〈第二の書翰〉

大正三年一〇月一九日付。消印なし。枢密顧問官末松謙
澄宛元老山県有朋書翰。この書翰で山県は、「雲翰重而披
見。御伝記編纂局一条ニ付縷々御申聞之事情了承」と書き
出し、ついで、

老生之憂慮不能措ものハ陛下へ御内奏済之一事ニ有之。
当初此事ニ付而ハ何等聞知不致。単ニ宮相よりの内話
ニ対シ愚見申述候次第ニ有之候処、御書面ニ寄り始而
真想を承知し、既ニ内奏をも経られ候上ハ、仮へ老生
一片之誠意より出たる事とは申せ、此間ニ容嘴相試候
事、上陛下ニ対シ奉り誠ニ不相済。延而又漫ニ老兄の
名誉を毀損するの結果ニ陥り候事不可然と存し、宮相
ニ対し前言全部を取消したるニ外ならず。如此老生ニ
於て前言全部取消候上は模様替云々之事全ク消滅ニ帰

し、最早本件二閲してハ老生の干与せざる事と相成候
次第二有之候間右御了承を乞候。猶此趣ハ一昨日宮相
来訪之節も細縷申述置候事にて、宮相も老生之心意了
承被致候と相信候。

と述べ、再度自らの意見は全部取り消すことを表明すると
共に、本件については終わつたこととの理解を乞う。

以上がふたつの書翰の内容であるが、肝心の山県が土方
の名前を出した背景については詳しくわからない。国家枢
機に与り情報蒐集に怠りない老獪な政治家山県が末松総裁
案が内奏されていたことを本当に知らなかつたのかどうか、
疑問なしとしないが、結局のところ臨時編修局の初代総裁
には土方久元が就く。この人事に山県の言動が大きな影響
力を持つていたことは明かである。尤もその具体的な影響
のあり方については右のふたつの書翰だけでは詳しくわか
らないのであるが。

さて右にみた山県書翰から総裁人事を決める時、一時末
松の名前があがつたことは確かである。これは末松の歴史
編纂に関する実績が評価されてのことであろう。しかし
「明治天皇紀」の編修には非常に難しい政治的配慮、デリ
ケートな歴史評価・歴史観等々、種々物議を醸すであろう
諸問題が横たわっていることは誰の目にも明らかであつた。
事実、臨時編修局が発足すると、早速と言つてよいくらい

に維新史編纂をすでに開始していた維新史料編纂会の総裁
で元老でもある井上馨から問題が提起され、両組織の合体
が申し入れられるという事態が生じた程であつた。この申
し入れをめぐる交渉で井上は、一時総裁の辞職を申し出て
いる。この井上の辞職云々は、大正天皇の井上への信任が確
認されて撤回されたが、⁽³²⁾こうした面からも維新史や明治史
の編纂には難しい問題があることが理解される。

ところでこの時、末松を総裁とする人事が実現しなかつ
た理由を具体的に明らかにすることはできないが、山県の
総裁人事に関する基本的な考え方、即ちながく「君側ニ奉
仕」した経験の有無、土方の「維新ノ前後」を通じて「活
歴史」を熟知した経歴等からすると、末松は土方に太刀打
ちできなかつたであろう。しかし問題は経歴だけではない
かも知れない。この時の山県の考え方の中に、宮内省と、
土方久元、田中光顕と二代続いて宮内大臣を輩出した旧土
佐藩勢力との密接な関係を考慮した面がなかつたのかどう
か気になるところである。

いづれにしても宮内省という独特の組織で編修される
「明治天皇紀」には多方面に影響を与える政治性があり、
そのことが人事問題に反映していたのではないか。しかし
現在これ以上の論議を深める材料がないので、この点は今
後の研究課題としたい。

三 末松と『修養宝鑑明治兩陛下聖徳記』

臨時編修局の総裁に就任することはなかった末松ではあるが、実は彼は明治天皇の業績、人格、御製、昭憲皇后の人格、御歌、さらには天皇皇后の追憶等に關する話を纏めて出版している。大正七年九月刊行の『修養宝鑑 明治兩陛下聖徳記』⁽³³⁾（吉川弘文館。以下、『聖徳記』とも記す）がそれである。『聖徳記』は、末松が書き留めていたもの、新聞・雑誌に掲載した記事、口述・講演録等を合纂したものである。本書を読むと末松が機会あるごとに明治天皇や昭憲皇后について著述活動を重ねていたこと、また末松が天皇や皇后をどのように見ていたのかが理解できる。

以下、『聖徳記』の各項目を検討し末松の見方に迫ってみたい。なお各項目の頭書にある丸数字は、筆者が行論上の必要から付したもので、同書での掲載順序でもある。さて本書のコンセプトは「兩陛下聖徳の全斑を悉し得るの器に非ずと雖も、兩陛下の御事蹟は独り歴史的興味のみなならず、吾々臣民の為には実に精神修養の一大宝鑑たり」（緒言）というところにあり、そのことは①の「先帝陛下の御事業と御人格」に明確に示される。

①は「周の文武の偉業と先々帝及先帝」「先帝は我改革の實際的中心」「先帝の御盛徳と周王の徳化」「日本の大進

歩は先帝御聖徳の發展に外ならず」等からなる。末松は孝明天皇、明治天皇、大正天皇を中国・周の文王、武王、成王に比定して明治日本の發展の起点に孝明天皇が居り、その發展を実現したのが明治天皇とする。そして成王が帝位を継いで周室の威徳が益々盛んになったことになぞらえて大正天皇に成王以上の事業を希望していると記す。彼の三天皇の位置づけが理解できる。そして各小見出しに明治の發展は明治天皇抜きにしては実現し得なかつたとする彼の明治時代観が明確に表出されている。

そして明治の發展は天皇の聖徳に基づくとした上で、「明治の改革と言ふものが如何なる性質のものかと考へて見るに、第一に維新当初に於て数百年間地に墜ちて居た朝権を回復して朝廷の御親政となり、直に将来施政の方針を一定して順を追うて諸事万般全国統一の制度文物を敷かれるやうになり、為政の大方針は開国進取に依（て）御進行になり、封建は廢せられ続いて遂に立憲政体の今日に至つた次第である」（一）内は引用者による）とし、明治維新の性格規定を行う。

また天皇は、強い克己心、強い自制力、強い意志を持ち、物の哀れを深く感じる感性、深い仁愛を有する資質であつたとする。特に仁愛については李王世嗣を実子の如く愛されたことを示すいくつかのエピソードを交えながら証明し

ようとするとする（このことは²³「西陛下に関する追懐の数々」でも触れられる）。また政務に臨んでは綿密に研究し、納得できないことがあると担当の國務大臣に下問した上で裁可していること、さらに諸産業、軍備、学術・教育等へ発展をはかるべく努力を重ねたことを強調する。そして天皇の諸々の資質から「陛下は憲法が出来て以来忽ちに立憲君主になり給うたのではない。その前から御自制なされて居たのである」とまで言い切っている。

②「御自制力の御強かりし先帝陛下」は「何事も思ふがまゝ、にならざるが かへりて人の身の為にこそ」との御製や、「朕は京都がすぎである。故に京都には参らぬ」とのエピソードをかずかず織り交ぜながら天皇の自制力の強さを強調する。末松は何気なく天皇は「新しき事は寧ろお好みなされなかつたように拝察し奉る。故に好奇心など、申す点は少しも御見受け申さなかつたので、寧ろ却つて保守の御精神に富ませられた。然るにこの自己の御心の傾かせらるゝところに少しも御拘束遊ばすところなく、国家の必要事件、政治改良の必要上、国運発展の必要上からしては、御躊躇なく、外国の長所を御採用になり、聊かの御躊躇」もなかつたと語る。また天皇の気象は馬術や古刀剣への特別の嗜好から武人肌とみるも、「武々しい御方面には決して向はせられなかつた。この点に於ても、陛下御自制力の

如何に御堅固に在りましたかを推察し奉る」と記す。この外、宮中府中の別の嚴守、記憶力、下情精通、国風堪能、御製、政務精勵に関し特色あるところを記す。なお天皇の自制力の強さ云々は⑥「鞏固の御意志」でも語っている。

③「ミカド＝国君にして歌人」は上・下からなり、明治三七～八年の日露戦争の際、末松がロンドンで発表したもので、もとは二篇のものを一篇に纏めて『ゼ、リッスン、サン』と言う書中に収載したものといる。内容は明治天皇を欧州社会に理解してもらえようように簡潔、且つ明解に書き上げたもので、上で天皇の為人と事蹟、明治日本の発展過程、下で御製を解説しながら天皇の人格を紹介したものである。特に下では御製を話題として天皇の心性に迫ろうとする。「四方も海皆はらからと思ふ世に など波風の立騒ぐらむ」「子等は皆戦の庭に出で果て、翁やひとり山田守るらむ」等、戦さに関する御製を数多くとりあげて天皇の人情味溢れる心性を語る。

④「崩御の俣の御英姿を拝す」⑨「御筐分け」⑩「先帝御座所の御遺物拝見」は現在では考えられない話も伝えている。④は天皇崩御の翌々日の三十一日、末松らが尊骸に拝謁した際の模様を記したものである。場所は崩御されたところ、即ち常御殿。拝謁を許された者は皇族をはじめ、臣下では元老、元帥、各大臣、大臣待遇等の近侍の諸臣等。

以下、末松が語るままに引用したい。

二人づ、二列となり拝訣の御場所に進む訳なり。其際迄は大行天皇陛下は崩御の儘の御英姿にて白羽二重の御褥の上に南を御頭に東向に御安置あり。尊骸には白羽二重の褥を御懸け申上げ御枕元には御忌火と御水とを供へありと承りしが、我輩など其際のこと、て左様の物まで目に付く如き猶予を有すべきにあらねばシカとは覚え申さず。女官と覚しき者扇を以て玉体を煽ぎ奉るを見、又御足の辺に前に申す如く内親王方二三三人御侍坐遊ばざる、を見受たり。拝訣の御間は畳数は吾輩は確とは知らぬが約十七八畳の二間続きなることに前に云ひし如し。拝訣の諸員は廊下より其一間に入り茲にて起立の儘敬礼を為し更に緩歩して奥の一間即ち尊骸御安置の間の敷居の外に至り、其処に坐して敬礼をなし。但し襖は最初より隻方に開けあるなり。其処より膝行して敷居を越え約三尺進み、龍顔を拝して訣別し申上るなり。

⑨は天皇崩御後、倚蘆殿への渡御をうけて末松が語ったものである。ここでは天皇が明治四五年二月ころから座右の軸物その他の品々を皇太子その他の皇族の方々に御分けするため御印を附していたことが紹介されている。また大正元年一月三〇日、三十一日の両日、天皇の御遺物が各皇

族、各親任官・勅任、大喪使諸員、近侍の諸臣等に下賜され、末松も画幅一軸、陶製大花瓶一箇を拝領したという。⑩は「御学問所の御遺物」「上の間の御装置」「お次の間の御模様」「蒔絵杯の品なし」「封紙の裏に御詠草」「継ぎ刺ぎの毛皮」「ボール函に書類」「黄色き紙墨汁徳利」「古びた絨氈と造花」「刀剣の御趣味」「御儉徳と大業」の小項目を立てて逸話を語る。ここでは御学問所（表御座所）の遺品を見学した時の様子が興味深く紹介されている。

⑧は「明治天皇の御鴻業 赫々の光華の半面は常に深厚なる御軫念」の中で特に興味を引かれるのは、「元治甲子の変」「伏見鳥羽の戦争」「明治十年の乱」「勝敗共に御苦心」「日清戦争と御精励」「日露戦争の御覚悟」「征韓論の危機」「憲法の御制定」という幕末維新期から明治期を通じての大事件を列記して天皇の事蹟と裏表の関係にある大きな危機の事例を紹介していることである。例えば日露開戦決定となった日の早朝、天皇が臣下が減多に足を踏み込むことがない常御殿に伊藤博文を呼び寄せて緊張感溢れるやり取りをした話を紹介する。

陛下には猶ほ朝の御仕度以前に在らせられ白羽二重の御召の儘で御着座あらせられたとの御事である。拝察するに極大重要な事件なる為め夜の明くるを御待ち兼ねにて公を御召しになつたと思はれる。此時陛下宜く

内閣より弥々緊急の上奏があつた。汝の見る所如何との御説であつた。其時公が恭しく奉答したる趣旨は、実に重大事件に候、若しも我軍不利に帰するに於ては恐れ乍ら陛下に於かせられても大なる御覚悟の必要を生ずる時機の到来致さずとも保し難し。実に恐れ入りたる事件に候、左り乍ら今日の儘に抛棄致すに於てはザリザリと外力に圧せられて我邦の成立を危うするの虞れ之れあり、我忠勇なる臣子能く戦はゞ万違算是れあるべからず、最早や断然御決定遊さるべき時機と存じ奉る旨を御答へ申上げたるに陛下には一々御領承遊され、其日直に元老大臣の御前会議を開かせられ遂に開戦の御決定相成りたりとの御事である」

現在、我々は日露戦争の結果を知っている。しかし当然のこととして開戦直前、国運を賭すことの是非について天皇は最後の決断者として他者が思いも及ばない諸々の事態に思いを馳せて決断を下さざるを得なかつたはずである。末松はそのことの重さを右の話で伝えたかつたのあろう。

⑬ 「明治天皇の聖徳に関する講演」は、天皇の薨去後、横浜市教育会における講演（東京市の講演も同趣旨）内容を纏めたもので少しボリュームがある内容となっている。特に注目すべき点は、明治天皇を景慕するのはよいが、ただ明君とする歴史談では意味がなく、天皇から受けた恵みに

報いる方途を模索し、後進を誘導する工夫こそが最も価値ありというのである。この考え方は天皇と国民が相互に影響しあいながら時代的価値を継承していくべきであるというものである。この考え方を敷衍すると、昭和期に吹き荒れたファナチックな天皇観とは異なる、明治という時代を双方向で共有するという健全な歴史認識が成り立つ可能性が生じてくる。

⑭ 「御偉績真に無比―羅馬ユピ帝との比較 御一周年祭に際し先帝を追慕し奉る」は、「明君英主」「国家改造点」「国威を海外」「法律の眼中平等」「不動産の所有権」「地租改正」「明治の改革」「先帝の御偉績」「第一御人格」「古今に超絶」「憲法及皇室典範」との言葉に重要な意味を持たせて天皇と、ローマ帝国史上、不朽の業績を残したユスティニアヌス帝（在位五二七―五六五年）の比較を行っている。ユスティニアヌス帝は、歴代皇帝の勅令集をローマ法に集大成した「ローマ法大全」を編纂した皇帝として有名で、「ローマ法大全」はヨーロッパの法律学の基礎となる。末松はユスティニアヌス帝という世界史上有名な統治者と比較しながら、それも国家の発展史と統治者の能力の因果関係に着目しながら天皇の業績を語る。そうしてみると末松のローマ法の研究の動機のひとつに明治天皇の生涯を見据える視点、即ちその生涯を叙述したいとの意図、意欲が

あったのではないか、と思えてくる。

⑮「先帝の御詠歌」は、「明治の御世に雄渾斬新なる金玉の大音を御振ひあらせられたると稍相髣髴たる処なきにあらざるも、而も勇壯凛烈併せて忠誠の至情を流露せるものは山はさけ海はあせなんの作など僅々指を屈するに過ぎず、先帝の御作に至りては首々殆んど皆高遠瀟爽の意義を有する秀逸と拝」すと語る。また⑭「両陛下御詠の数々」でも御製並びに御歌のかずかすが紹介されている。御製は天皇のこころのうちを知ることができる唯一資料かも知れない。しかし天皇を語る時、御製を中々取り込めない状況にある。今後歴史研究においてどのように利用できるのか、検討しなければならぬ課題であろう。

⑯「国母の御大徳 御大患の際の談話」⑰「御徳至高 御内助の功頗る多し 下情に通じさせ給ふ」⑱「御婦徳畏し」⑲「何から何迄の御心付 末松子爵夫人謹話」⑳「新年の歌」㉑「昭憲皇太后御一年祭の際の談話」等は、昭憲皇太后に関わる記事である。末松は、昭憲皇太后を読み解くキーワードを「国母」とし、その具体性は⑯中の「内助の御高德」「婦人の鑑」「明治盛代の母」という言葉に皇后の人柄が言い尽くされ、また漢学の造詣が深いというあまり知られていない皇太后の一面を紹介している。

㉒「両陛下に関する追懐の数々」は、『聖徳記』の約四

割強を占め、「此一篇は思ふにまかせ得るに随ひ、近頃病中病後幾回にも筆を取りしもにて、事項の次第順序必ずしも一定せず、文体亦然り。読者の諒知を請ふ」との説明が付されている。書中、昭憲皇太后の御一年祭の儀に触れるところがあるので、大正四年四月以降のものであろう。内容は幕末維新时期から晩年までの期間にわたる沢山の逸話が紹介されている。但しあまり体系的ではない。各逸話の長短は別にして逸話数全一二三記事の内、天皇六割、皇后四割が占める。そして逸話の内容からキーワードを設定して整理してみるとつぎの表のようになる。

これらの逸話の特色を敢えて言うると、「聖徳」とはどういうことなのかを具体的な事例を取り上げ、且つ御製を巧みに用いて逸話のポリウムアップを図っていることである。すべての逸話内容に触れる訳にはいかないのですが、普段あまり紹介されることのないつぎの点を紹介してみたい。実は天皇には嗜癖という事物はなかったが謡曲に大変興味を有していた。維新後、謡曲は一時すたれたが英照皇太后や天皇皇后により再興される。そして日清戦争の時、天皇は「成歎駅」、皇后は「平壤」と題する謡曲を作り、兵士の忠勇を嘉賞したという。「成歎駅」は左のような内容であった。

そも水無月の其はじめ、京城内に日はたを。押立そ

(表) 内容別事項数

事 項	回数	事 項	回数
一年祭	1	雲揚艦事件	1
御大葬	2	山県有朋	2
御陵参拝	1	地方巡幸(大津事件を含む)	2
維新	2	帝国大学行幸	1
光格天皇・孝明天皇	2	東北巡幸	1
英照皇太后	1	李鴻章遭難	1
昭憲皇太后	52	馬術・乗馬	2
中山忠能	1	学識	1
和宮	1	御学問所	1
近衛篤磨	1	学習院	1
徳川慶喜	1	謡曲	2
小梅邸臨幸	1	下問	1
大名華族	1	軍歌唱歌	1
朋友	1	和歌	1
木戸孝允臨幸	1	御製	3
日清戦争	2	絵画	1
西南戦争	1	嗜好(御酒)	2
靖国神社	1	牙彫	1
振天府有光亭懷遠府建安府	2	献上品	1
軍艦	2	劉備玄德	1
閱兵	1	諸葛孔明	1
楠正成	1	御木本幸吉	1
李王垠	3	博覧会	1
文武権衡	1	結婚25年	1
襟度	1	身分	1
記憶力	1	京都	1
沈思熟考	1	藤原言忠談話	1
健康	2	女官談話	1
		合計	123

大尉が戦死し戦死者第一号と言われる。また同中隊の喇叭手は死んでもラッパを放さなかったという話で有名な木口小平。謡曲「成歎駅」の背景にはこうした話があったのであるが、この成歎の戦いの話はさらに天皇の作詞の下、軍歌ともなる。また天皇は「平壤の大捷」「黄海の大捷」と題する軍歌をも作っている。

また末松は数十年間女官として宮中に仕え、その後退隠して安らかに

めて我兵の。みち遠けれど勇みつゝ。敵のありかをさぐらんと。斥候の兵を出しても。心せくなり日はくれて。くらははくらし やみの夜を。たどりながらにすゝみゆき。安城渡しを打わたり。数万の敵のまもるをも。ものゝ数ともなさずして、せめよくとよば、りて。成歎駅の砲壘を。打破りつゝ、牙山營。はや乗りて日の本の。武勇は四方にかゝやけり。武勇はよもにかゝやけり。

明治二七年七月の成歎の戦いは日本軍が清国軍を全滅させた戦い。激戦であったため日本軍にも被害が出た。この時、歩兵第二連隊第三大隊第一二中隊の中隊長松崎直臣

に余生を私邸で送っている女性から遺聞を知り得たとして、つぎのような昭憲皇太后の話を紹介している。なお彼は「我同胞の衆庶及び子々孫々の龜鑑ともなすべきものなれば予は敢て自ら漏洩の罪を犯して茲に記す」と吐露している。女官曰く、皇后は福羽美静や元田永孚の講義に際しては次回の範囲が大抵予定されていたので下読みをして予習していた、ある時期の作歌の御題は詠史的なものが多く、孔明と正成のいずれが勝れるというような難題か、歴史上の人物の御題が多かった、このため税所敦子の歌集に詠史の題が多いのはこのためである、嘗て皇后の談話に往事若江薫子に厳しく教えられた時、思わず泣いたこともあった

ということである、国事多端の際には食事は正午と決められていたが、皇后は必ず天皇をお待ちになり、甚だしきは午後三時になることもあり、近侍の者が何かちつとした品を差し上げようとしても用いることはなく必ず天皇の入御を待たれた、と。

末松は右の逸話も含めて数々の逸話から天皇の姿を多角的に伝えようとするのであるが、このことはまた彼が天皇や皇后に関して該博な知識を有していることを証明するものである。

おわりに

以上、「明治天皇紀」の編修開始にあたって一時、臨時編修局総裁候補として末松謙澄の名前があがった理由と背景、またそれが実現しなかった経緯をそれぞれ検討してきた。

前者の理由と背景に関連して、末松が英国に赴任した際、太政官修史局の要請により英仏歴史編纂の方法を調査することを依頼され、その結果彼は①ゼルフィーに歴史編纂の方法に関する著述を要請したこと、②ゼルフィーはそれに応えて『史学』を著述したこと、③この時の経緯の中から末松の歴史観がすでに原型を形成していることが垣間見られること、また末松が毛利家歴史編輯所の総裁として『防

長回天史』の編纂に如何に尽力したかを、特に毛利家が編纂を中止しようとした時、自力でそれを継続して遂に『防長回天史』を完成させたことを確認した。

そしてこうした業績は後者の問題に繋がる結節点を持つ。即ち「明治天皇紀」の編修を開始する際、一時的ではあるが臨時編修局の総裁候補として末松の名前が上がったことである。しかし結果的には山県が土方を推薦したこともあり、末松が総裁に就任しなかったことを確認した。この結末の真因を明らかにすることはできないが、伊藤博文亡き後、こうした問題について山県有朋と井上馨が強い影響力を行使していたことを考えると、両者の意向が働いていたと考えるのはそれほどはずれではないと考える。

だが末松の立場からすると、彼には『防長回天史』編纂後のステージとしての「明治天皇紀」編修に大いなる魅力を感じていたのではないか。この前提が許されるのなら『修養宝鑑 明治両陛下聖徳記』の刊行は、そのことに結びつく重要な材料を提供している。彼は『防長回天史』編纂から身につけた現実の政治、社会の実相を、或いは伊藤博文の娘婿として見聞きした権力の実体を土台に、天皇の伝記編纂を構想していたのではないか。

では末松は、どのような天皇観、歴史観から明治天皇を描こうとしていたのか。すでに確認したように末松は、天

皇や皇后に対して深い尊敬の念を有し、理想極まりない天皇を語る。なぜか。そこにはとても根の深いものがあるように思えてならない。それは末松が『源氏物語』を英訳した“*Genji Monogatari, or the most celebrated of the classical Japanese romances*”を検討した川勝麻里氏の『明治から昭和における『源氏物語』の受容 近代日本の文化創造と古典』（和泉書院、二〇〇八年）から気付かされる。川勝氏は末松が『源氏物語』を刊行した意図について、彼は『源氏物語』が描くところの平安時代の天皇にあるべき理想を見出すことで、新しい明治時代の天皇像を思い描いていた」と、近代日本の国家論、天皇論を射程に入れた見方を提示している。まさに「近代日本の文化創造と古典」という副題の中に含意された近代日本の文化創造という空間領域で古典が持つ政治性を見事に解析している。この視点に立つと末松が語る天皇像は、その根底において明治という時代が抱えていた現実の政治論としての天皇論が影響しているのではないか。

彼は単純に天皇を崇めているのではない。彼は自身の明治時代観、即ち立憲君主制に基づく「あるべき天皇」に現実の天皇を限りなく近づけて語っている。またこのことは末松のローマ法研究についても言えるのではないか。彼が西洋近代法の根底にあるローマ法の研究を深めたのは一般

論としては理解できるが、その真の動機や意図は解明されていない。しかし既述したように末松は、明治天皇とローマ帝国史上、不朽の業績を残したユスティニアヌス帝を比較している。彼は、ユスティニアヌス帝の生涯を研究している中で、自然と天皇の生涯に思いを馳せ、そうした延長上に天皇の生涯をどのように描くのかという点に到ったのではないか。即ち彼はユスティニアヌス帝に光をあてることにより、その反射光で「偉大な明治天皇像」を叙述しようとしたと思えるのである。

明治天皇が崩御した時、新聞・雑誌で「偉大な明治天皇」が頻々として語られた。いま、我々は末松の現実の国家のあり方を考えた上での「偉大な明治天皇像」と、そうでないものごとを振り分けることができる眼力を有しているであろうか。また我々は昭和戦前期という限られた時期に創り出された硬質な天皇論とは異なる、新時代を創造しようとする明治という活力溢れる時代を語る象徴としての天皇を語るといふ柔軟な方法論を理解できているであろうか。末松は天皇を語りながら明治という時代をも語っている。

註

(1) 末松の詳しい経歴については、「末松謙澄」（昭和女子大学近代文学研究室『近代文学研究叢書』第二〇巻〈昭和

- 女子大学、一九六三年）所収、玉江彦太郎「青萍・末松謙澄の生涯」(叢書房、一九八五年)等を参照。
- (2) 王室・帝室の調査については、拙稿「末松謙澄の英国帝室諸礼調査について―宮内省による近代皇室制度調査によせて―」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第二八号)を参照。
- (3) ロンドンのトルブナー (Tubner) 社から刊行。『源氏物語』全四八帖のうち、一七帖までを一巻にまとめたもの。
- (4) 国立公文書館所蔵「公文録」明治一一年第二巻所収。なお本稿では史料の引用に際し適宜句読点を付したことをお断りしておく。
- (5) 『大久保利通文書』第九(日本史籍協会、一九二九年)、一三頁～一四頁。
- (6) 国立公文書館所蔵「公文録」明治一一年第二巻所収。
- (7) ハンガリー生まれ。ゼルフイーの歴史研究に一貫して流れていたものは、歴史は Philosophical principal に基づく研究でなければならないという方法論であった。末松がゼルフイーに調査を依頼した時に提示した指針からして、彼はこの方法論を熟知していたと思われる。
- (8) *The Science of History*, pp. 7-8.
- (9) *The Science of History*, pp. 9-13.
- (10) 「史学」は本文七七三頁、第一章序論、第二章東方諸国及びギリシャ古代、第三章ギリシャ、第四章ローマ、第五章キリスト教、第六章中世、第七章近世の全七章により構成されている。なおゼルフイー及び末松謙澄とゼルフイーとの交渉並びに「史学」についての優れた研究は
- 数多くあるが、ここでは今井登志喜「西洋史学の本邦史学に与えたる影響」(史学会編『本邦史学史論叢』下巻(富山房、一九三九年)所収)、沼田次郎「明治初期における西洋史学の輸入について―重野安禪と G. Zentgraf: The Science of History―」(伊東多三郎編『国民生活史研究 3 生活と学問教育』(吉川弘文館、一九五八年)所収)、大久保利謙「ゼルフイーの『史学』と岩倉具視―明治史学史の一遺聞―」(『日本歴史』第一一八号)を紹介させていただく。なお「史学」については別の機会に検討したいと考えている。
- (11) 現在、嵯峨の「史学」の翻訳稿本は東京大学史料編纂所に所蔵されている。なお校正等は末松が自ら行う意志であったという。
- (12) 末松謙澄と「防長回天史」の編纂については、広田暢久「毛利家編纂事業史(其の一〜其の四)」(山口県文書館研究紀要』第三号、第六号、第七号、第八号)等を参照。
- (13) 堺利彦「堺利彦伝」(中公文庫。中公論社、一九七八年)所収「第六期 毛利家編輯時代」は、末松を取りまく編輯状況を知る上で好個の文献である。
- (14) 『社会新報』明治三四年八月一日〜同年九月二十七日。
- (15) 『万朝報』明治三四年八月六日・七日「社会新報の『防長回天史編纂事情』を読む」(『堺利彦全集』第一巻(法律文化社、一九七一年)、一一八頁～一二〇頁)にも収載。
- (16) この初版印刷三〇部は、「著作兼発行者 子爵 末松謙澄」という名のもとに東京国文社から「非売品」として刊行された。
- (17) 『中央史学』第三二号。

- (18) 『官報』明治四〇年十一月一日付。
- (19) 宮内庁書陵部所蔵「図書寮史 参攷」一（函架番号・一七二―一八二）。
- (20) 宮内庁書陵部所蔵「例規録」（自明治四一年至明治四四年）など。
- (21) 京都府立総合資料館所蔵の「本多辰次郎文書」乙69。
- (22) 宮内庁書陵部所蔵。なお「帝室日誌」については拙稿「図書寮における『図書寮記録』、「帝室日誌」、「帝室例規類纂」の編輯（纂）について」（上）・（下）」（『大倉山論集』第五二輯・第五三輯、二〇〇六年・二〇〇七年）参照。
- (23) 宮内庁書陵部所蔵「図書寮史 参攷」三所収「天皇実録」項。
- (24) 京都府立総合資料館所蔵「本多辰次郎文書」乙69。
- (25) 西尾市岩瀬文庫所蔵「明治天皇奉悼詞」（函架番号／一六五―一七）。「藤園」（池邊義象の号）罫紙を使用。
- (26) 渡辺幾治郎「明治史研究」（楽浪書院、一九三四年）所収「明治天皇紀編修二十年 編修経過と感想」。
- (27) 宮内庁書陵部所蔵「図書寮「例規録」（自大正四年至同五年）。立案・大正四年三月／決裁・同四年三月三三日。
- (28) 『官報』大正三年二月一日付。なお臨時編修局は、大正五年一月四日付皇室令第七号により臨時帝室編修局と改称され、昭和八年九年三〇日、完成した「明治天皇紀」を昭和天皇に奉呈したことにより廃局された。
- (29) 「明治天皇紀」の編修については、拙稿「『明治天皇紀』編修と金子堅太郎」（『日本歴史』第六六一号、二〇〇三年）、同「『明治天皇紀』編修と近現代の歴史学」（『明治
- (30) 聖徳記念学会紀要『復刊第四三号、二〇〇六年』等を参照。
- ふたつの書翰は、宮内庁書陵部所蔵「末松子爵家所蔵文書」（全一六冊。函架番号・明一五五五）中の第一冊に収載されている。なお右の「末松子爵家所蔵文書」は、堀口修監修・編集「公刊明治天皇御紀編修委員会史料 末松子爵家所蔵文書」（ゆまに書房、二〇〇三年）として刊行されている。
- (31) 書翰の消印は、「3、10、20／―前」「小田原／10、／后0―2」とふたつある。「十月一日夜」に書いたにしては消印の日付が遅すぎるように思えるが理由はわからない。第一信と第二信で同じ内容が繰り返されていることに関連しているのであらうか。
- (32) この両組織の合併問題については拙稿「維新史料編纂会と臨時編修局の合併問題と協定書の成立過程について―特に井上馨と金子堅太郎の動向を中心として―」（『日本大学精神文化研究所紀要』第三六集）を参照。
- (33) 佐藤一伯「明治聖徳論研究の課題と展望―明治神宮創建の神道学的理解に向けて―」（『宗教研究』第八一卷第一輯）は、明治神宮創建の思想的背景としての明治聖徳論を分析する中で末松の『聖徳記』を検討している。
- (宮内庁書陵部編修課首席研究官)